

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	913,297	608,065,885	18,516,786	131,555,375	21.6	21.6

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

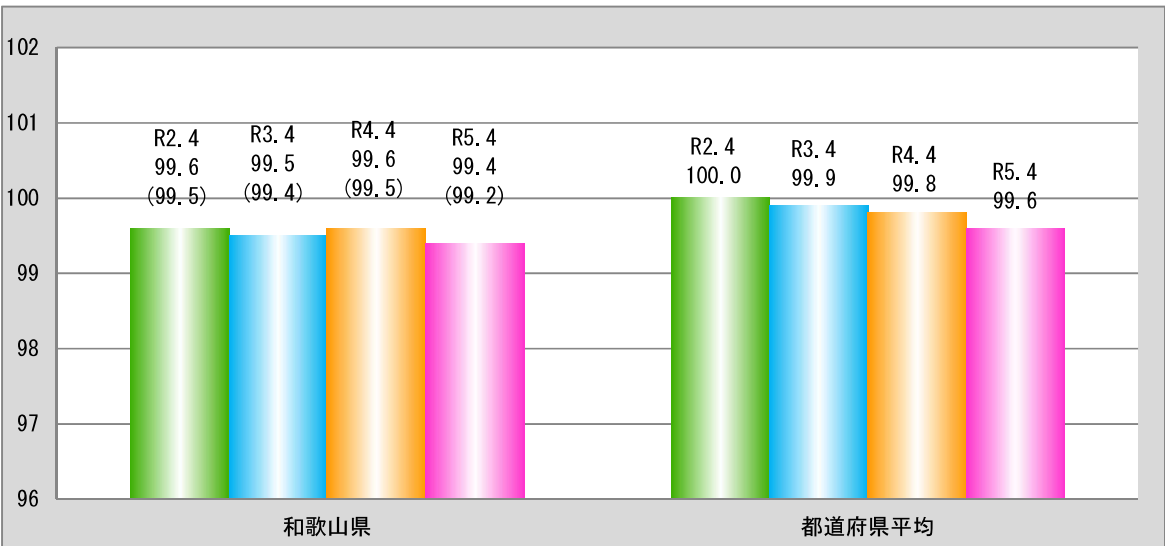
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	14,672	62,194,932	12,565,724	25,310,473	100,071,129	6,821

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
5年度	370,197	366,835	3,362	0.91	0.91	0.96

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
5年度	4.48	4.4	0.08	0.10	4.50	4.50

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

ア 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

イ 地域手当の見直し

(支給割合) 和歌山市及び橋本市については国基準6%に対し、5%を支給。

その他の市町村については、国基準0%に対し、1.5%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとし、平成28年4月1日より現行の支給割合を支給。

		平成26年度 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成 28 年度 支給 割合	平成 29 年度 支給 割合	平成 30 年度 支給 割合	令和 元 年度 支給 割合	令和 2 年度 支給 割合	令和 3 年度 支給 割合	令和 4 年度 支給 割合	令和 5 年度 支給 割合
			4月1日 時点	遡及改 定後								
和歌山市	国	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
橋本市	和歌山県	3%	4%	4%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%
そ の 他 の	国	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
県 内 市 町 村	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

ウ その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(3) 一般行政職給料表の状況(令和6年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
最高号給の 給料月額	249,400	305,200	351,000	385,200	394,000	409,300	446,200	470,000	528,900

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.7 歳	322,409 円	404,702 円
技能労務職	58.5 歳	300,200 円	320,507 円
うち用務員	58.5 歳	300,200 円	320,507 円
うち運転業務員	－ 歳	－ 円	－ 円
うち守衛	－ 歳	－ 円	－ 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職	44.4 歳	376,657 円	430,433 円
小・中学校（幼稚園）教育職	39.8 歳	349,466 円	395,119 円
警 察 職	39.1 歳	331,607 円	461,752 円

- （注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒 202,400 円	総合 200,700 円
		一般 196,200 円
	高 校 卒 170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒 169,000 円	－ 円
高等学校教育職	大 学 卒 226,100 円	－ 円
小・中学校教育職	大 学 卒 226,100 円	－ 円
警 察 職	大 学 卒 224,600 円	227,600 円
	高 校 卒 194,900 円	191,800 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 272,257 円	363,650 円	388,547 円	398,569 円
	高 校 卒 238,713 円	324,240 円	353,876 円	371,388 円
技能労務職	高 校 卒 － 円	－ 円	－ 円	310,100 円
高等学校教育職	大 学 卒 326,916 円	404,788 円	425,857 円	437,934 円
小・中学校教育職	大 学 卒 324,233 円	397,581 円	418,529 円	430,775 円
警 察 職	大 学 卒 281,600 円	373,773 円	408,064 円	411,994 円
	高 校 卒 263,554 円	341,014 円	384,973 円	402,593 円

(5) 級別職員数等の状況

ア 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

① 行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	621	13.6	主事 技師 職業指導員 航海士 主任 保健師 計	502 110 3 4 1 1 621	1,994	43.8	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	447	9.8	主事 技師 職業指導員 航海士 文書専門員 主任 計	343 90 1 1 1 11 447			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1,132	24.9	副主査 主任 係長 主査 助教 計	829 97 18 187 1 1,132	951	20.9	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	745	16.4	係長 主査 船長、機関長 助教 教務主任 人事主事、指導主事 社会教育主事、教育相談主事 計	63 658 4 3 1 11 5 745			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1,053	23.1	課長補佐 班長 振興局課長 県税事務所課長 中央児童相談所課長 港湾事務所課長 こころの医療センター課長、その他福祉施設課長 障害児者サポートセンター課長 DV相談支援センター課長 土砂災害啓発センター所長、その他所長 産業技術専門学院課長 東京事務所課長 環境衛生研究センター課長 精神保健福祉センター次長 就農支援センター次長 ジェンダー平等推進センター課長 公営競技事務所課長 工業技術センター課長 消費生活センター支所長 高等看護学院事務長代理 農林大学校部長、准教授 船長、機関長 専門技術員、調査員、検査員、専門員 会計専門員、会計駐在員 入札契約統括員 学校事務長 教育機関課長 教育機関センター長 人事主事、指導主事、社会教育主事 政策推進員 総括司書 警察署課長 調査官 主任 副主任 計	117 162 66 8 6 2 3 1 1 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 6 2 23 7 6 25 13 1 11 2 1 6 9 516 45 1,053	1,053	23.1	課長補佐級

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階									
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階							
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	445	9.8	課長	83	463	10.2	課長級							
				室長、分室長	18										
				振興局部長	25										
				消防学校長	1										
				旅券事務長	1										
				児童相談所長、仙溪学園長	2										
				精神保健福祉センター所長	1										
				障害児者サポートセンター所長	1										
				D V相談支援センター所長	1										
				公営競技事務所長	1										
				産業技術専門学院長	2										
				世界遺産センター事務長	1										
				農林大学校長	1										
				就農支援センター所長	1										
				土木機関事務所所長	7										
				副課長、副室長	104										
				振興局副部長	34										
				企画員	30										
				主幹	50										
				県税事務所次長	2										
				東京事務所次長	1										
				消防学校副校長	1										
				県立文書館次長	1										
				児童相談所次長、その他福祉機関次長	5										
				産業技術専門学院副学院長	1										
				公営競技事務所次長	1										
				農林大学校副校長、教授、部長	3										
土木機関事務所次長	6														
総括検査員、総括調査員	13														
総括専門員	9														
ジオパークセンター所長	1														
ジオパークセンター事務長	1														
学校事務長	17														
教育機関所長	3														
教育機関副所長	3														
教育機関館長	1														
教育機関副館長	4														
会計官	5														
監察官	1														
管理官	2														
計					445										
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	43	0.9	課長	10	62	1.4	次長級							
				振興局部長	1										
				なぎ看護学校長	1										
				監察官	4										
				理事官	2										
				参事	16										
				県税事務所長	4										
				こころの医療センター事務局長	1										
				中央児童相談所長	1										
				世界遺産センター所長	1										
				労働委員会事務局次長	1										
				教育機関副館長	1										
				計					43						
				8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務				37	0.8	東京事務所長	1			
											局長	26			
参事	7														
県議会事務局次長	1														
技監	1														
参事官	1														
計					37										
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	27	0.6	理事	1	27	0.6	部長級							
				部長	10										
				事務局長	4										
				知事室長	1										
				会計管理者	1										
				振興局長	7										
				参事	3										
				計					27						
合 計		4,550													

② 研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	5	2.1	研究員 学芸員 計	3 2 5	73	30.8	係員級
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	88	37.1	研究員 学芸員 副主査研究員 主査研究員 主査学芸員 専門研究員 計	30 10 28 17 2 1 88	63	26.6	係長級
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	116	48.9	主査研究員 主査学芸員 専門員 専門研究員 農業試験場部長、その他試験場部長 工業技術センター課長 工業技術センター専門技術員 主任研究員 環地園芸センター副所長、その他研究所副所長 畜産試験場副場長 教育機関課長 主任学芸員 調査官 副主任学芸員 計	33 6 1 3 12 1 1 44 4 1 4 4 1 1 116	73	30.8	課長補佐級
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	26	11.0	環地園芸センター所長、研究所所長 農業試験場長、その他試験場長 工業技術センター企画員 環境衛生研究センター次長 総括研究員 農業試験場副場長、その他試験場副場長 環境衛生研究センター、工業技術センター部長 計	4 5 1 1 4 4 7 26	26	11.0	課長級
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	2	0.8	環境衛生研究センター所長 工業技術センター所長 計	1 1 2	2	0.8	次長級
合 計		237						

③ 医療職給料表 (1)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	25	61.0	医師 計	25 25	25	61.0	係員級
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	4	9.8	医師 医長 計	1 3 4	4	9.8	係長級
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	10	24.4	副院長 部長 企画員 総括専門員 計	1 1 6 2 10	10	24.4	課長級
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	2	4.9	院長 技監 計	1 1 2	1 1	2.4 2.4	次長級 部長級
合 計		41						

④ 医療職給料表（２）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療 エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査 技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業 療法士（以下「診療放射線技師等」とい う。）をいう。）の職務	1	1.0	栄養士	1	48	45.7	係 員 級
	2 医療技師（歯科衛生士、歯科技工士、あん 摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 （以下「歯科衛生士等」という。）をい う。）の職務							
	3 福祉技師の職務			計	1			
2級	1 技師の職務	23	21.9	技師	8	48	45.7	係 員 級
	2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の 職務			医療技師	15			
	3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技 師等をいう。）又は福祉技師の職務							
3級	4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師 （歯科衛生士等をいう。）の職務	23	21.9	計	23	48	45.7	係 員 級
	副主査の職務			副主査	23			
				計	23			
4級	1 主査の職務	19	18.1	副主査	1	18	17.1	係 長 級
	2 困難な業務を行う副主査の職務			主査	18			
				計	19			
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課 長の職務	35	33.3	家畜保健衛生所次長	2	35	33.3	課 長 補 佐 級
	2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務			保健所、家畜保健衛生所課長	13			
	3 薬局長又は技師長の職務			家畜保健衛生所支所長	1			
6級	4 主任の職務	35	33.3	薬局長	1	35	33.3	課 長 補 佐 級
	5 困難な業務を行う主査の職務			主任	17			
				副主任	1			
7級		1	1.0	計	35	4	3.8	課 長 級
	総括専門員の職務			総括専門員	1			
				計	1			
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務	3	2.9	動物愛護センター所長	1	4	3.8	課 長 級
	2 和歌山県動物愛護センターの長の職務			家畜保健衛生所所長	2			
				計	3			
合 計		105						

⑤ 医療職給料表（３）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0			147	65.3	係 員 級
2級		44	19.6	計	0			
	1 保健師又は助産師の職務			保健師	26			
	2 看護師の職務			看護師	14			
3級	3 福祉技師の職務	101	44.9	専任教員	3	147	65.3	係 員 級
	4 専任教員の職務			副主査准看護師	1			
	5 副主査准看護師の職務			計	44			
4級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は 副主査専任教員（以下「副主査等」とい う。）の職務	101	44.9	副主査	14	39	17.3	係 長 級
	2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務			副主査看護師	74			
				副主査専任教員	13			
5級		41	18.2	計	101	39	17.3	係 長 級
	1 看護師長の職務			副主査看護師	2			
	2 副看護師長の職務			主査	9			
6級	3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専 任教員の職務	31	13.8	主査専任教員	5	31	13.8	課 長 補 佐 級
	4 困難な業務を行う副主査等の職務			主査看護師	9			
				副看護師長	16			
7級		8	3.6	計	41	8	3.6	課 長 級
	1 病院の副部長の職務			副部長	1			
	2 困難な業務を行う看護師長の職務			看護師長	6			
8級	3 保健所の課長の職務	31	13.8	科長	2	31	13.8	課 長 補 佐 級
	4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専 任教員の職務			課長	7			
				主任	10			
9級		8	3.6	教務主任	3	8	3.6	課 長 級
	1 病院の部長の職務			主任専任教員	1			
	2 困難な業務を行う病院の副部長の職務			副主任専任教員	1			
10級	3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センタ ーの長の職務	8	3.6	計	31	8	3.6	課 長 級
				難病・子ども保健相談支援センター長	1			
				副部長	1			
11級		8	3.6	主幹	1	8	3.6	課 長 級
	1 病院の部長の職務			副学校長	1			
	2 困難な業務を行う病院の副部長の職務			看護部長	1			
12級	3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センタ ーの長の職務	8	3.6	看護副部長	2	8	3.6	課 長 級
				教務主幹	1			
				計	8			
合 計		225						

⑥ 高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は 実習助手の職務	388	13.8	講師	290	388	13.8	講 師 等
	2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講 師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務			養護助教諭 寄宿舎指導員 実習助手 計	8 29 61 388			
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務	2,320	82.4	講師	2	2,320	82.4	教 諭 等
	2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教 諭の職務			寄宿舎指導 実習助手 教諭 栄養教諭 養護教諭 計	21 40 2193 7 57 2,320			
特2級	1 高等学校の主幹教諭の職務	0	0.0			0	0.0	主 幹 教 諭
	2 特別支援学校の主幹教諭の職務			計	0			
3級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務	64	2.3	副校長 教頭	1 63	64	0.0	副 校 長 教 頭
	2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務			計	64			
4級	1 高等学校の校長の職務	42	1.5	校長	42	42	1.5	校 長
	2 特別支援学校の校長の職務			計	42			
合 計		2,814						

⑦ 中学校教育職員給料表

⑦ 中学校教員職責科目表								
区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	3	5.4	講師	3	3	5.4	講 師 等
				計	3			
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	48	85.7	教諭 養護教諭	43 5	48	85.7	教 諭 等
				計	48			
特2級	中学校の主幹教諭の職務	0	0.0			0	0.0	主 幹 教 諭
				計	0			
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	5	8.9	教頭	5	5	8.9	副 校 長 教 頭
				計	5			
4級	中学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	校 長
				計	0			
合 計		56						

⑧ 小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務	828	13.7	講師 養護助教諭 計	755 73 828	828	13.7	講師等
2級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,538	75.2	講師 教諭 栄養教諭 養護教諭 計	2 4196 41 299 4,538	4,538	75.2	教諭等
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務	16	0.3	主幹教諭 計	16 16	16	0.3	主幹教諭
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	331	5.5	副校長 教頭 計	1 330 331	331	5.5	副校長 教頭
4級	小学校又は中学校の校長の職務	325	5.4	校長 計	325 325	325	5.4	校長
合 計		6,038						

⑨ 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	2	12.5	講師 計	2 2	2	12.5	講師等
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	13	81.3	教諭 計	13 13	13	81.3	教諭等
特2級	高等学校の主幹教諭の職務	0	0.0	主幹教諭 計	0 0	0	0.0	主幹教諭
3級	高等学校の副校長又は教頭の職務	1	6.3	教頭 計	1 1	1	6.3	副校長 教頭
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	校長 計	0 0	0	0.0	校長
合 計		16						

⑩ 学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務	14	46.7	栄養士 計	14 14	23	76.7	係員級
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	3	10.0	栄養士 計	3 3			
3級	副主査栄養士の職務	6	20.0	副主査栄養士 計	6 6			
4級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務	0	0.0	主査栄養士 計	0 0	7	23.3	係長級
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	7	23.3	主査栄養士 計	7 7			
合 計		30						

⑪ 警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	189	8.7	係員	189	1,394	64.0	巡査・ 巡査長・ 巡査部長
				計	189			
2級	困難な業務を行う係員の職務	307	301.0	係員	307			
				計	307			
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務	494	484.3	係員 主任	344 150	506	23.2	警部 補
				計	494			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	680	666.7	主任 係長	404 276			
				計	680			
5級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	314	307.8	係長 課長代理 課長補佐 警察署課長	230 15 37 32	189	8.7	警部
				計	314			
6級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	102	4.7	課長補佐 警察署課長 次席・次長・副隊長 調査官 分庁舎長	11 4 9 76 2			
				計	102			
7級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	55	2.5	次席・次長 次席・副隊長 課長・隊長 監察官 室長 管理官 刑事官 副署長 副校長	3 3 3 7 11 15 2 1 10	90	4.1	警視
				計	55			
8級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	22	1.0	署長 理事官	4 18			
				計	22			
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務	16	0.7	校長 参事官 署長	1 8 7	16		
				計	16			
合 計		2,179						

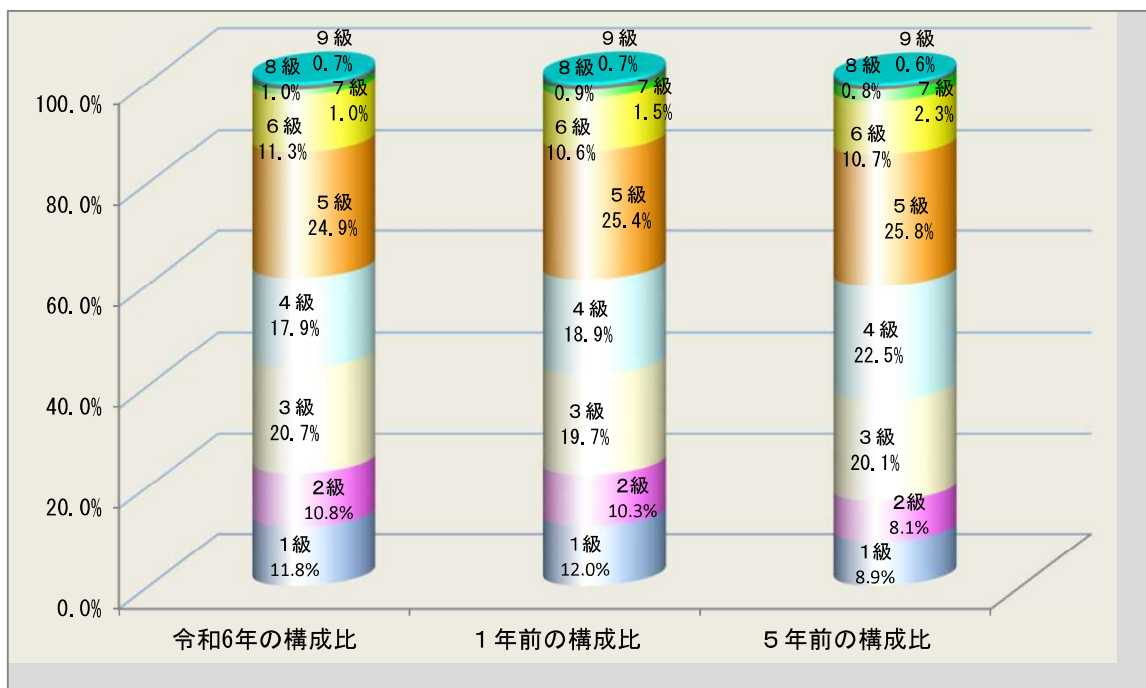
- (注) 1 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫ 現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			18	100.0	係員級
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務	7	38.9	校務員	7			
				計	7			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	4	22.2	校務員	4			
				計	4			
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	7	38.9	用務員 校務員	1 6			
				計	7			
合 計		18						

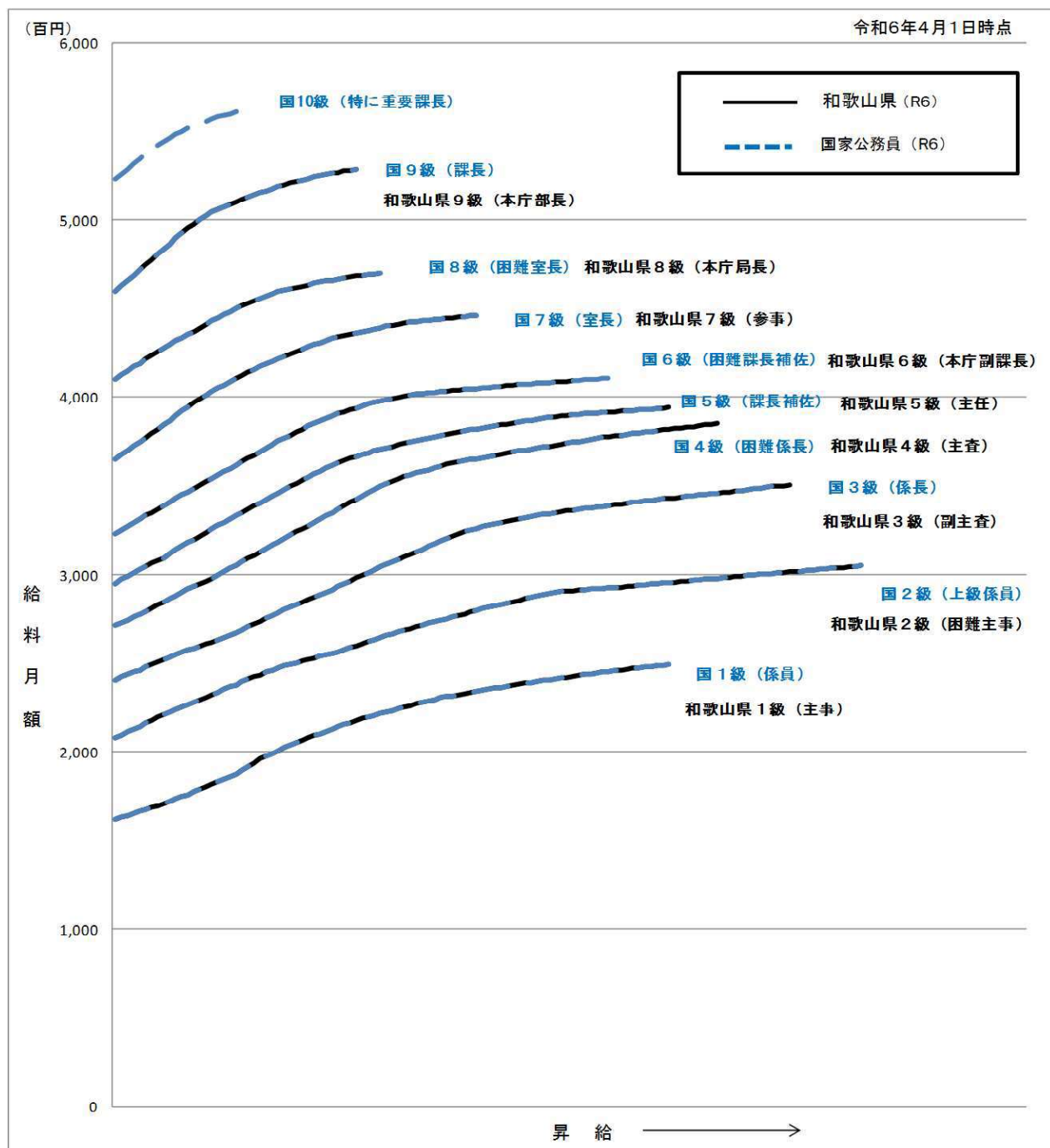
- (注) 1 現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 再任用職員も本表に含む。

【参考】一般職員の級別職員構成比の状況



(注) 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員（再任用職員は除く。）について記載している。

イ 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日）



ウ 昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施している。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階（Ａ～Ｅ）に格付しており、その評価結果（評語）に基づき、昇給区分（0～7号給）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和5年度中における運用		特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					

3 令和6年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位（Ａ・Ｂ）	標準（Ｃ）	下位（Ｄ・Ｅ）
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	0.0%	100.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	34.1%	65.9%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位（Ａ・Ｂ）	標準（Ｃ）	下位（Ｄ・Ｅ）
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	36.2%	63.6%	0.3%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	17.8%	81.8%	0.3%

- ※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいう。
- ※ 全ての期間を勤務していない者（病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等）、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。
- ※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。
- ※ 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,654 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

（注） 1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特任幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.05月分、勤勉手当2.45月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間（6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施している。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

令和5年度中における運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

3 令和5年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	152/100 ～137/100	122/100	108/100
人員分布率	23.0%	77.0%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	132/100 ～117/100	102/100	88/100
人員分布率	34.5%	65.3%	0.1%

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

和歌山県					国					
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年		（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分
	最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分	最高限度	47.7090	月分	47.7090	月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （ 2% ～ 45% ）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （ 2% ～ 45% ）					
退職手当の調整額					退職手当の調整額					
在職した職務の級に応じた定額 （0円～65,000円）の60月分					在職した職務の級に応じた定額 （0円～65,000円）の60月分					
（退職時特別昇給 なし ）					（退職時特別昇給 なし ）					
1人当たり平均支給額 1,149 千円 21,639 千円					1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円					

（注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			2,336,426 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			155,461 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	39 人	20 %
東京都府中市	15 %	1 人	15 %
埼玉県さいたま市	15 %	1 人	15 %
茨城県つくば市	16 %	1 人	16 %
滋賀県彦根市	6 %	1 人	6 %
京都府京都市	10 %	1 人	10 %
大阪府大阪市	16 %	15 人	16 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,592 人	6 %
和歌山県橋本市	5 %	819 人	6 %
上記以外の和歌山県内市町村	1.5 %	7,321 人	- %
医師	16 %	28 人	16 %
平均支給率		3.3 %	3.1 %

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給される一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		661,079 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		80,316 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		50.5 %		
手当の種類（手当数）		45		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して、県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収等	977 千円	日額900円
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	41 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	188 千円	日額850円
社会福祉業務手当	中央児童相談所、紀南児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	15,688 千円	日額640円 （児童相談所に勤務する職員で、相談、指導等の業務に従事した場合にあっては、日額1,000円）
防疫業務等手当	保健所等に勤務する職員	①感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する業務 ③狂犬病予防法に基づく捕獲等	128 千円	①日額330円 ②日額330円（R5.10.1～日額1,000円） ③日額600円
	保健所等に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 ①新型コロナウイルス感染症の患者に対する質問若しくは調査、患者の移送又は患者に対する医療 ②新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査 ③その他、人事委員会が定めるもの	45 千円	①③日額3,000円 （患者の身体に接触又は長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、日額4,000円） ②日額330円 ※R5.7.6廃止
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	176 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、こころの健康推進課、健康局薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	143 千円	日額600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等	29,139 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 7,300円 4時間以上 3,550円 (4,050円) 2～4時間未満 3,100円 (3,600円) 2時間未満 2,150円 (2,550円) ※()内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	5 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	83 千円	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	1,787 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	日額1,600円以内 (800円＋人事委員会が定める額を加算した額)
特別環境作業従事手当	振興局地域づくり部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	451 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	6,302 千円	日額500円
	水産試験場又は自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	2 千円	1時間400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
火薬類等災害調査手当	危機管理部危機管理局危機管理消防課又は振興局地域づくり部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	0 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,186 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	22 千円	日額300円
用地交渉手当	用地交渉の事務に従事する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	3,610 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	429 千円	日額300円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	13 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) (心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業) 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
定時制課程事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	80 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	8,172 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	280 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校又は中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等の係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	49,800 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	1,379 千円	時間 2,780円 (理療科教育兼務の場合 日額 900円)
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	237 千円	日額1,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	336,712 千円	①(7)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額 8,000円 (4)児童生徒の負傷疾病に伴う緊急業務及び緊急指導 日額 7,500円 ②(7)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額 5,100円 (4)部活動で休日等に行うもの 日額 2,700円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	43,439 千円	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	13,903 千円	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	16,938 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	29,913 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,830 千円	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	24,337 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 (損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証 (検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額2,000円以内) 心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業 日額2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額4,000円以内)
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	8,236 千円	日額320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時まで)において行われる業務	54,174 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	369 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がけ、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	3 千円	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	684 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	28 千円	1時間400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	2,021 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	3,841 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	1,185 千円	日額840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
	東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域において行う作業 居住制限区域において行う作業	558 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急手当	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	災害発生箇所及び周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 (1,680円+人事委員会が定める額を加算) 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 (840円+人事委員会が定める額を加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	①天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃その他人事委員会がこれに準ずると認める者の身辺警衛 ②①に掲げる皇族以外の皇族の身辺警衛 ③警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺警護	1,411 千円	①③ 日額1,150円 ② 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕、(3)銃器所持犯人逮捕、(4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒、(6)銃器使用暴力団抗争の組事務所等での警戒、(7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円
犬等取扱手当	警務部門及び地域部門の業務に従事する警察職員	犬又は猫の受取若しくは引取り、一時保管又は保健所等への引渡し作業	87 千円	日額330円 ただし、捕獲の作業に従事した場合は、270円を加算
感染症患者等接触手当	感染症患者に対する犯罪の捜査等に従事する職員	感染症患者に対する犯罪の捜査等、感染症の病原体に汚染された死体の検視等及び感染症患者が訪れた警察施設の消毒等の業務	46 千円	日額 330円 (新型コロナウイルス感染症の場合は、特例として、日額3,000円(接触等の場合は4,000円)) ※R5.7.6廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	2,635,025 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	399 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,842,011 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	430 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 ※1及び3は行政職給料表8級相当は3,500円、行政職給料表9級相当は支給しない	同じ		1,606,545 千円	256,023 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	異なる	基礎控除額 16,000円 支給限度額 28,000円	989,135 千円	324,307 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給（採用から1年経過するごとに額を減じて支給） 医師・歯科医師 最高支給月額 415,600円 獣医師 最高支給月額 40,000円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	102,170 千円	2,919,154 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	異なる	2(2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	1,749,742 千円	134,585 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。） 30,000円＋加算額（8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算）	異なる	150km～300km間の距離別手当額について、国と異なる額	84,162 千円	440,638 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	488 千円	27,122 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			39,712 千円	136,001 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,400円 機器等の監視、管理等のための当直 5,300円 福祉施設等の生活介助等のための当直 6,100円 医師当直 22,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	352,877 千円	224,906 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		4,906 千円	30,098 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		182,569 千円	77,821 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	504,154 千円	192,059 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～126,400円)	異なる	支給額	1,052,970 千円	721,212 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			501,658 千円	64,555 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			33,576 千円	238,126 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			38,388 千円	238,435 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			3,007 千円	66,827 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	知 事	1,137,400	円	(	1,210,000	)	円
	副 知 事	893,000	円	(	950,000	)	円
	教 育 長	750,000	円				
報 酬	議 長	950,000	円				
	副 議 長	810,000	円				
	議 員	770,000	円				
期 末 手 当	知 事	(令和5年度支給割合)					
	副 知 事	3.40月分					
	教 育 長						
	議 長	(令和5年度支給割合)					
	副 議 長	3.40月分					
	議 員						
退 職 手 当	知 事	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 知 事	121万円×在職月数×0.568＝		32,989,440		(任期ごと)	
	教 育 長	95万円×在職月数×0.404＝		18,422,400		(任期ごと)	
		75万円×退職理由別・勤続年数別支給率＝		1,883,250		(退任時)	

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、令和6年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
 なお、給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年＝48月)、教育長については、1期(3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。
- 3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当(5%)及び通勤手当が支給される(公用車通勤の場合を除く)。

(8) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 618,529	千円 149,241	千円 193,055	% 31.2	% 33.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 22	千円 86,605	千円 14,813	千円 36,246	千円 137,664	千円 6,257

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.3 歳	372,529 円	557,177 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	3	13.0	主事 技師 計	1 2 3	9	39.1	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	2	8.7	技師 計	2 2			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	4	17.4	副主査 計	4 4	2	8.7	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	2	8.7	主査 計	2 2			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	8	34.8	主任 班長 工業用水道管理センター課長 計	5 1 2 8	8	34.8	課長補佐級
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	4	17.4	工業用水道管理センター次長 工業用水道管理センター所長 副課長 課長 計	1 1 1 1 4	4	17.4	課長級
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0	計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	次長級
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
合 計		23						

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,726 千円	
（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和6年4月1日現在）

和歌山県				
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		
退職手当の基本額	勤続20年 19.6695 月分	勤続25年 28.0395 月分	勤続35年 39.7575 月分	最高限度 47.7090 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 % ～45%)			
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分			
（退職時特別昇給	なし			
1人当たり平均支給額	21,333 千円			

（注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度～令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		3,814 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		173,368 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	9 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	13(2) 人	1.5 %

（注）（ ）内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		14 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		2,720 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		22.7 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	4 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	10 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。
防疫業務手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①感染症の患者の移送又は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基づく患畜に接する作業等	0 円	①日額330円 ②日額330円 (R5.10.1～日額1,000円)

e 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	128 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,422 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	190 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の 4月1日から満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある 子1人につき、5,000円を加算 ※1及び3は行政職給料表8級相当 は3,500円、行政職給料表9級相当 は支給しない	同じ		2,352 千円	235,200 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超 える家賃を支払っている職員 （借家） 最高27,000円	同じ		558 千円	279,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通 機関を利用し、又は交通用具を使 用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		3,111 千円	155,560 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に職務の級及び支給区分に応じ て定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		2,336 千円	778,800 円

イ 土地造成事業

（ア）職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	（参考） 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 61,056	千円 249,891	千円 21,691	% 35.5	% 10.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 3	千円 11,543	千円 2,364	千円 4,524	千円 18,431	千円 6,144

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和6年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

（イ）職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.5 歳	369,978 円	588,148 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0			2	66.7	係員級
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0			0	0.0	係長級
				計	0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	2	66.7	副主査	2	0	0.0	係長級
				計	2			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0			0	0.0	課長補佐級
				計	0			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	0	0.0			0	0.0	課長級
				計	0			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。次項において同じ。）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1	1	33.3	次長級
				計	1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
合 計		3						

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,508 千円	
（令和5年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和6年4月1日現在）

和歌山県				
退職手当の 基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090 月分
	最高限度	47.7090	月分	47.7090 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ～45%)			
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分		
(退職時特別昇給			なし)	
1人当たり平均支給額		－	千円	－ 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度～令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		632 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		210,680 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3(1) 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	— %	— 人	1.5 %

(注) () 内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			4 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			4,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			33.0 %	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事 手当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	①地上10m以上の危険 箇所にて行う工業用水 道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険 がある、又は水道管の 破裂等特別な危険の生 じるおそれのあるずい 道内の調査又は検査	0 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手 当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	重大な災害が発生した工 業用水道施設及びその周 辺において行う巡回監 視、応急作業のための災 害状況の調査等	4,400 円	日額800円 ただし、日没から日 の出までの間に従事 した場合は、その勤 務1日につき400円を 加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	現地における公共用地の 取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事 した場合又は週休日 等に従事した場合 は、その勤務1日につ き500円を加算するこ とができる。
防疫業務手当	公営企業課、工業用 水道管理センターに 勤務する職員	①感染症の患者の移送又 は感染症の防疫作業 ②家畜伝染病予防法に基 づく患畜に接する作業 等	0 円	①日額330円 ②日額330円 (R5.10.1～日額 1,000円)

e 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	269 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	134 千円
支給実績（令和4年度決算）	298 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	149 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満15歳に達する日後の最初の 4月1日から満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある 子1人につき、5,000円を加算 ※1及び3は行政職給料表8級相当 は3,500円、行政職給料表9級相当 は支給しない	同じ		438 千円	438,000 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超 える家賃を支払っている職員 （借家） 最高27,000円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km以上で、交通 機関を利用し、又は交通用具を使 用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		360 千円	120,220 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に職務の級及び支給区分に応じ て定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		660 千円	660,000 円